

## 第 12 号

## 徳島県青少年センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                                   |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県青少年センター                        |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市東大工町一丁目9番1号<br>徳島県青少年センター共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで           |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。